

第315回青森県私立学校審議会 議事録

- 1 **日時** 令和8年2月24日（火） 13時30分から14時30分まで
- 2 **場所** 青森県庁西棟889会議室
- 3 **出席委員** 福島会長、油川委員、鈴木委員、川守田委員、
福井委員、石田委員、日景委員、岡本委員、三上委員
- 4 **事務局** 葛西県民活躍推進課長ほか4名
- 5 **議事録署名委員** 鈴木委員、石田委員
- 6 **案件**
 - (1)諮問・答申事項
○私立幼稚園廃止認可
第1号 北園幼稚園廃止認可
第2号 弘前明の星幼稚園廃止認可
 - (2)協議事項
- 7 **会議の公開状況**
 - (1) 諮問・答申事項 公開
 - (2) 協議事項 非公開

8 議事概要

<開会>

司会：次第に従いまして、会議に入ります。

青森県私立学校審議会運営規則第5条第3項により、会議の開催については委員の過半数の出席が必要とされていますが、本日は委員9名が出席しており、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

それでは、福島会長に議長として議事の進行をお願いします。

議長：それでは、会議に入ります。

はじめに、会議録署名委員を指名します。鈴木委員と石田委員を指名しますので、よろしくお願いします。

議長：ここで、会議の公開についてですが、審議会は原則として公開することとしておりますが、個人や法人等情報等、青森県情報公開条例の不開示情報に該当する情報について審議等を行う場合には、会議を公開しないことができるとしております。

事前にお知らせしている今回の協議事項につきましては、法人等の計画段階の情報となっており、これを公開することで、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、会議を公開しないこととすべきと考えますが、いかがでしょうか。

各委員：（異議なし）

議長：それでは、協議事項については、非公開とすることとし、傍聴者の方々には、協議事項に係る資料を除いて、資料を配付することとします。

＜諮問＞

議長：では、次第２の「諮問・答申事項」に入ります。

諮問書の写しが皆様のお手元に配付されておりますが、知事から諮問のありました事項について、審議してまいります。

諮問第１号「北園幼稚園廃止認可」について、事務局から説明願います。

事務局：（資料に基づき説明）

議長：それでは、諮問第１号について審議いたします。御意見・御質問等はありませんか。

三上委員：施設・設備について、昨年度の議事録を見ましたところ、無償で譲渡予定でしたが、令和７年４月１日現在では旧設置者の山田学園所有のままという状況でよろしいですか。

事務局：そのとおりです。当初は譲渡契約を結び無償譲渡する予定でしたが、廃止の理由でご説明した状況になりましたので、譲渡契約については一旦保留にし、園地等については譲渡契約の中から除外されていたので、結果的には山田学園所有のままとなっています。

三上委員：承知しました。

議長：他に発言がないようですので、審議を終わります。

諮問第１号については、認可することが適当であると答申してよろしいか

お諮りします。御異議ございませんか。

各委員：（異議なし）

議長：それでは、諮問第1号については、認可が適当であると答申するものとします。

続きまして、諮問第2号「弘前市の星幼稚園廃止認可」について、事務局から説明願います。

事務局：（資料に基づき説明）

議長：それでは、諮問第2号について審議いたします。御意見・御質問等はありませんか。

議長：発言がないようですので、審議を終わります。諮問第2号については、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。御異議ございませんか。

各委員：（異議なし）

議長：それでは、諮問第2号については、認可が適当であると答申するものとします。

議長：本日、認可することが適当であると答申することに決定した諮問事項につきましては、ただ今、事務局で配付する文案で答申を行いたいと思います。

議長：答申書の文案につきまして、御異議ございませんか。

各委員：（異議なし）

議長：異議がないようですので、文案のとおり本日付けで答申することとします。

各委員：（異議なし）

議長：最後に、次回の審議会の開催時期について、事務局から報告願います。

事務局：次回審議會は、令和8年7月頃を予定しております。

議長：それでは、本日の案件は全て終了しましたので、議長の務めを終わらせていただきます。

＜閉会＞

事務局：どうもありがとうございました。これをもちまして第315回青森県私立学校審議會を閉会します。

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印